

令和8年度かごしまAX実証体制整備事業業務委託
企画提案競技実施要領

令和8年9月
鹿児島県 商工労働水産部 産業立地課
新産業創出室

1 趣旨

この要領は、「令和8年度かごしまAX実証体制整備事業業務委託」（以下「本業務」という。）において、企画提案競技により、業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

令和8年度かごしまAX実証体制整備事業業務委託

(2) 業務目的

本県は多くの離島・中山間地域を有し、防災・医療・教育などあらゆる分野において課題を抱えていることから、AIを活用した課題解決の実証に適した地域であると考えられる。

このため、本事業では、本県が有する社会課題の解決に繋げるために、全県的な課題の把握、実証フィールドの選定を行うとともに、県内外におけるAI関連事業者の参画を促進することで課題解決を図るための体制づくりを行う。

(3) 業務概要

別添「令和8年度かごしまAX実証体制整備事業仕様書（案）」のとおり

(4) 企画提案を求める具体的内容の項目

ア 業務の実施体制

（ア）運営体制

（イ）秘密保持・個人情報の取扱い

（ウ）事業計画

イ 業務内容

（ア）県内の課題調査

（イ）実証フィールドの選定

（ウ）マッチングに向けた準備（課題整理・サイト構築）

（エ）プロモーション

(5) 履行期限

令和9年3月31日（水）

(6) 事業費

28,000千円以内（消費税額及び地方消費税の額を含む）

※ 履行に要する全ての経費を含む。

3 参加資格要件

次に掲げる項目のうち(1)から(7)を全て満たす者とする。

ただし、複数の者が共同して参加する場合は、すべての構成員が次の(1)から(7)を満たし、かつ(8)を確認できることを要件とする。

(1) 法人であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 鹿児島県から指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人ではないこと。

また、次のいずれかに該当する法人でないこと。

- ア 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - イ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者
 - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して
いる者
 - カ アからオまでに掲げる者の依頼を受けて、応募しようとする者
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (7) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体、その他知事が適当でないと判断するものを除く。
- (8) 複数の者が共同して企画提案する場合は、いずれか一者を代表と定め、他の構成員からの委任状等の書面により、企画提案から契約、代金の請求・受領等、本契約に係る一切の権限を委任されていることが確認できること。

4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合
- (2) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 業務見積内訳書の金額が契約上限金額を超えた場合
- (5) 会社更生法等の適用を申請するなど、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (6) 審査の公平を害する行為があった場合
- (7) その他企画提案に当たり、著しく信義に反する行為があった場合

5 委託契約に係る今後のスケジュール

※ 本スケジュールは、現時点のものであり、変更が生じる場合がある。

項目	日付・期間
公募開始	令和 8 年 9 月 14 日(月)
質問受付	令和 8 年 9 月 14 日(月)～9 月 18 日(金)
質問への回答期限	令和 8 年 9 月 25 日(金)
企画提案書等の受付	令和 8 年 9 月 14 日(月)～10 月 7 日(水)
企画提案内容のプレゼンテーション ※ オンライン開催	令和 8 年 10 月上旬
受託事業者の決定	令和 8 年 10 月中旬

6 質問

質問期間：令和8年9月14日（月）～9月18日（金）17時

提出書類：別表1のとおり（様式1）

申込方法：質問を行う場合は、上記提出書類を下記アドレス宛に電子メールで送信すること。電子メールの件名は、「（事業所名）質問書」とすること。

宛 先：shin-sousyutsu@pref.kagoshima.lg.jp

※ 電話で受信確認を行うこと。

回答方法：質問者に対してE-mailで回答する。また、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関する情報であって、質問者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものと県が認めたものを除き、県ホームページでも公表する。

回答期限：令和8年9月25日（金）※ 予定

7 企画提案の手続等

(1) 企画提案書等の提出

ア 提出書類等

提出書類	別表1のとおり
提出部数	別表1のとおり（電子データ及び紙媒体 各1部）
提出方法	電子メール及び郵送（持参による提出も可） ※ 郵送については書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。
提出先	「12 担当部署」のとおり
提出期限	令和8年10月7日（水）17時必着

※ 提出期限の後に提出した企画提案書等の差替え、再提出は認めない。なお、鹿児島県が必要と認めるときは、追加の資料提出を求めることがある。

イ 提案事項

以下の内容を掲載した企画提案書（任意様式）を添付して提出すること。

① 全体方針	・運営体制 ・秘密保持・個人情報の取扱い ・事業計画
② 業務内容	（※ 仕様書（案）の5業務内容を踏まえて、以下の内容を具体的に記載すること） ・県内の課題調査 ・実証フィールドの選定 ・マッチングに向けた準備（課題整理・サイト構築） ・プロモーション ・追加提案（任意）

8 企画提案書等の作成に係る留意事項

企画提案書等の作成に当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) 企画提案書は、別に定める仕様書（案）に示した内容を踏まえた上で記載すること。
また、原則として全てA4サイズとすること。
- (2) 業務見積内訳書は、本業務の仕様書（案）及び企画提案書等に記載した内容を踏まえ、業務を実施するために必要な全ての経費を算出し作成すること。（積算内訳も明示すること。）

9 審査方法等

- (1) 企画提案の審査は、委託業者の選定を行うために設置する審査会において行うものとし、提出された企画提案書等及びプレゼンテーションの内容について、審査基準（別表2）により、評価して得られた総合評価点数が最も高い業者を最優秀提案者とする。
- (2) 審査基準の下限の点数（合計点数の6割）を1者も満たさない場合には、採用者なしとする。
なお、企画提案者が1者の場合も審査を行うものとする。
- (3) プレゼンテーションを行う順番は、原則として企画提案書等の受付順とし、プレゼンテーションの具体的な日時や場所などは別途通知する。
- (4) 審査の結果は、決定後速やかに提案者に通知する。
なお、審査結果の内容に対する異議申立ては受け付けない。

10 契約の締結

- (1) 上記により最優秀提案者となった者を委託先候補とし、詳細な業務の内容や契約条件を定めた仕様書(案)について鹿児島県と協議・合意した後に委託契約を締結する。
- (2) 前項の交渉が不成立の場合には、順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。
- (3) 仕様書(案)を修正した場合においても、2(6)に定める額を上限とする。
- (4) 本業務の委託契約は、鹿児島県の契約書式により契約書を作成するものとする。契約に当たっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。
- (5) 本業務は、令和8年度9月補正予算の成立が前提であり、予算が成立しない場合、契約手続は行わないことがある。

11 その他留意事項

- (1) 企画提案書等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書等の作成及び提出に関する費用は、企画提案者の負担とする。
なお、提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 採択された企画提案書等の著作権は鹿児島県に帰属するものとし、県は本事業の実施に必要な範囲で利用する。
- (4) 委託契約に係る業務の全部を第三者に委託してはならない。
- (5) 審査の過程や結果については、鹿児島県情報公開条例（平成12年条例第13号）に基づき、非公開情報を除いて、情報公開の対象となる。
- (6) 天災地変その他やむを得ない理由により、企画提案した内容の実施が困難になったと認められる場合は、鹿児島県と提案者が協議を行い、企画提案の内容の変更等を行うものとする。

12 担当部署（提出先及び問合せ先）

鹿児島県 商工労働水産部 産業立地課 新産業創出室
新産業創出係 担当：吉田
〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
電話：099-286-2897（直通） FAX：099-286-5578
E-mail：shin-sousyutsu@pref.kagoshima.lg.jp

別表 1 提出書類

提出書類	様式	提出 部数	備考
質問書	様式 1	1 部	
提出かがみ文	様式 2	1 部	
企画提案書	任意様式	1 部	
共同事業体協定書	様式 3	1 部	複数の者が共同して企画提案する場合は、提出すること。 併せて、代表者が、企画提案から契約、代金の請求・受領等、本契約に係る一切の権限を委任されていることが確認できる委任状等を提出すること。
会社概要又は会社概要パンフレット	任意様式	1 部	複数の者が共同して企画提案する場合は、全ての構成員について提出すること。
業務見積内訳書	任意様式	1 部	契約時に再度、見積書の提出を求める。
鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する誓約書、役員名簿	様式 4	1 部	複数の者が共同して企画提案する場合は、全ての構成員について提出すること。

※ 提出部数は、電子データ及び紙媒体 各 1 部

別表 2 審査基準

審査項目		審査内容	配点
大項目	小項目		
業務の 実施体制	運営体制	・ 業務全体を円滑に実施できる実施体制・人員配置となっている ・ 県及び関係機関との連絡調整体制が整備されている	10
	事業計画	事業計画は現実的で円滑な実施が可能である。	10
業務内容	県内課題の調査・分析	・ 100 件程度の課題抽出を実現できる調査手法が提案されている ・ 調査対象の選定方法が適切であり、多様な業種及び分野を網羅できる ・ 課題の重要度、実証可能性等を整理・分析する手法が優れている	25
	実証フィールドの選定	・ 評価基準及び選定手法が明確である ・ 社会的重要性、波及効果、A I による解決可能性等を適切に評価できる内容となっている ・ 実証後の横展開を見据えた選定方法となっている	25
	マッチングに向けた準備 (課題整理・サイト構築)	・ 課題情報の整理方法が適切である ・ 専用サイトのマッチング機能が有効である ・ 次年度以降のマッチング支援を見据えたデータ整理・引継ぎ方法が具体的である	15
	プロモーション・情報発信	・ 専用 WEB サイトの構築・運営手法が適切である ・ 県内外の A I 関連企業の参画促進につながる効果的な PR 手法が提案されている ・ 情報発信媒体及び運用方法に具体性・実効性がある	15
合計			100

(様式1)

令和 年 月 日

令和8年度かごしまAX実証体制整備事業業務委託に関する質問書

質問項目	
質問内容	
団 体 名	
所属・担当	
T E L	
E-mail	

(様式2)

令和 年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

住所(所在地)

名称

代表者職氏名

今般、貴県が実施する令和8年度かごしまAX実証体制整備事業業務委託企画提案競技に係る書類を別添のとおり提出します。

なお、提出書類の記載事項はすべて事実と相違なく、かつ、当該企画提案競技実施要領の参加資格を満たすものであることを誓約します。

【担当者】

所 属

氏 名

住 所

電話番号

E-mail

(様式3)

令和8年度かごしまAX実証体制整備事業に係る共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、令和8年度かごしまAX実証体制整備事業（以下「本事業」という。）を連携して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、 と称する。

(代表者及び構成員)

第3条 当共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

(1) 代表者
所在地
所属
代表者氏名

(2) 構成員
所在地
所属
代表者氏名

(代表者の名称)

第4条 当共同企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 当共同企業体の代表者は、本事業の履行に関し、当共同企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、鹿児島県等と折衝する権限並びに業務委託料の請求、受領及び当共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の責任)

第6条 当共同企業体は、各構成員が実施する役割、内容を予め明確にした上で、本事業を履行するものとし、遂行に関して連帯して責任を負うものとする。

(秘密情報)

第7条 当共同企業体は、秘密情報を善良なる管理者の注意義務をもって保持し、これを第三者に開示、漏洩せず、または本事業の目的以外に流用しないものとする。

(取引金融機関)

第8条 当共同企業体の取引金融機関は、 銀行 支店とし、代表者の名義によりもうけられた預金口座によって取引を行うものとする。

(解散の時期)

第9条 当共同企業体は、本事業の不採択通知を受けた場合は、同日をもって解散するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第10条 当共同企業体が解散した後においても、当該業務につき、瑕疵があったときは、各構成員は第7条によりその責に任ずるものとする。

(協定書に定めの無い事項)

第11条 この協定書に定めの無い事項については、各構成員の協議によって定める。

上記のとおり協定を締結したので、その証拠として本協定書 通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自1通を保有するものとする。なお、1通は鹿児島県へ提出するものとする。

令和 年 月 日

代表者
所在地
所属
代表者名

印

構成員
所在地
所属
代表者名

印

(様式 4 表)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、鹿児島県が必要な場合には、鹿児島県警察本部に照会することを承諾し、照会で確認された情報は、今後、私が鹿児島県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (2) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者
 - (3) 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
- 2 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

鹿児島県知事 殿

住 所
(ふりがな)
氏 名 印

- (注) 1 自己及び自社の役員等の名簿（裏面）を作成してください。名簿に記載されている情報は、鹿児島県が鹿児島県警察本部に照会する際に利用することがあります。
- 2 「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。
- ア 法人にあっては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下ウにおいて同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者
- イ 法人格を有しない団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
- ウ 個人にあっては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者

(様式 4 裏)

役員等名簿

【商号・名称】

令和 年 月 日現在

[illegible]